

2023 年度の独立行政法人等における地球温暖化対策に関する取組状況等について（案）

令和 7 年 8 月 28 日
環 境 省

1. 経緯

- 政府実行計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、「各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。」とされていることを踏まえ、2023 年度の独立行政法人等における地球温暖化対策に関する取組状況の調査を実施した。
- また、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人等の太陽光発電に関する計画策定状況や設備容量ベースの導入実績について取りまとめることとされていることを踏まえ、2023 年度における太陽光発電の導入に関する計画策定状況や導入実績の調査を実施した。
- さらに、第 2 回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（令和 6 年 3 月 25 日）において、所管府省庁は独立行政法人等に対し、太陽光発電のポテンシャルの調査や導入目標の設定を促しつつ、その把握に努め、公共部門におけるポテンシャルや設備容量ベースの導入目標に算入することとしており、昨年度、独立行政法人及び国立大学法人における導入ポテンシャル調査を実施した。

2. 調査結果

- 各法人の温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況、太陽光発電の導入目標の策定状況及び導入実績については、別紙 1 のとおり。

【温室効果ガスの排出の削減等のための計画策定状況】

- 温室効果ガスの排出の削減等のための計画策定状況は、全 208 団体中、
 - ・計画策定済みで、排出削減目標が政府実行計画に整合している団体が 84 団体、
 - ・計画策定済みで、排出削減目標が政府実行計画に整合していない団体が 95 団体、
 - ・計画未策定（政府実行計画改定前に計画策定し、その後新たな計画を策定していない場合を含む。）の団体が 29 団体
 であった。
- 法人の種類ごとに整理した結果は、表 1 に示す通り。

表1. 法人種類ごとの温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況

	法人数	計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合	計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない	計画未策定（実行計画改定前に計画策定し、その後新たな計画を策定していない場合を含む）
独立行政法人	87	36	34	17
特殊法人（特殊会社含む）	34	19	10	5
国立大学法人	82	29	46	7
大学共同利用機関法人	4	0	4	0
その他の法人	1	0	1	0
合計	208	84	95	29
割合	100%	40.4%	45.7%	13.9%

【太陽光発電の導入目標の策定状況】

- 太陽光発電の導入目標の策定状況は、全 208 団体中、
 - ・目標策定済みで、政府実行計画に整合している団体が 41 団体、
 - ・目標策定済みで、政府実行計画に整合していない団体が 31 団体、
 - ・目標未策定の団体が 112 団体、
 - ・太陽光発電の導入ポテンシャルがない（法人で施設を所有していない等）団体が 24 団体
 であった。
- 法人の種類ごとに整理した結果は、表2に示す通り。

表2. 法人種類ごとの太陽光発電の導入目標の策定状況

	法人数	目標策定済みで政府実行計画に整合 ^{※1}	目標策定済みで政府実行計画に整合していない ^{※2}	目標未策定	導入困難 ^{※3}
独立行政法人	87	22	10	36	19
特殊法人（特殊会社含む）	34	6	4	20	4
国立大学法人	82	13	16	53	0
大学共同利用機関法人	4	0	1	3	0
その他の法人	1	0	0	0	1
合計	208	41	31	112	24
割合	100.0%	19.7%	14.9%	53.8%	11.5%

※1 設置可能な建築物等の 50%以上に導入することを目標としていることを指す

※2 設置可能な建築物等の 50%未満となっているものや、定性的な目標設定のものを指す

※3 法人で施設を所有していない等、太陽光発電の導入余地がない法人

【太陽光発電の導入実績】

- 太陽光発電の 2023 年度までの導入実績は、全体で約 52,713kW であった。
- 2030 年度の導入目標を kW (設備容量) ベースで策定している団体は、独立行政法人 1 団体、国立大学法人 6 団体で、合計で約 6,471kW であった。

表 3. 法人種類ごとの太陽光発電の導入実績等 (kW)

	2023 年度までの導入実績	2024 年度の導入見込み
独立行政法人	13,204	5,035
特殊法人 (特殊会社含む)	17,446	13,821
国立大学法人	21,501	12,172
大学共同利用 機関法人	561	0
その他の法人	0	0
合計	52,713	31,028

【太陽光発電の導入ポテンシャル】

- 独立行政法人及び国立大学法人が保有する建築物の屋根及び敷地への設置可能性調査を実施し、約 37 万 kW の導入ポテンシャルがあることを確認した。所管する府省庁ごとの結果は別紙 2 の通り整理した。なお、設置可能性の判定基準は別紙 3 の通り。
※ 独立行政法人等の調査負担を考慮し、建築物については、延床面積が大きい建築物数の上位 30% の建築物を調査対象とした。

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にP D C Aを回していくために、以下の措置を講ずる。		
規制改革の内容				
a	環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。	令和4年度措置、以降毎年度実施	環境省	
b	環境省及びその他各省庁は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みを構築する。	aを踏まえて、令和5年上期措置	環境省 その他全省庁	
c	関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。	順次措置	警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省	
d	環境省は、各省庁に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。	令和5年上期措置	環境省	
e	環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各省庁に対して依頼する。	令和4年度措置	環境省	

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況		政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績)	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し)	太陽光導入目標策定状況 ○:目標策定済みで政府実行計画に整合している △:目標策定済みで政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
			○:目標策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合している △:目標策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない	○:目標策定済みで政府実行計画に整合している △:目標未策定					
内閣府	独立行政法人	国立公文書館	△	限られた予算の執行計画において、経年劣化が認められる施設設備の機能及び性能の維持を優先せざるを得ず、機能向上のための改修予算取得は難しいため。	0	0	△	限られた予算の執行計画において、経年劣化が認められる施設設備の整備を優先せざるを得ないため。	
内閣府	独立行政法人	北方領土問題対策協会	○	—	—	—	×	所在地の気象状況及び施設の老朽化により、導入コストが非常に高くなるため。そのための予算確保が困難である。	
内閣府	特殊法人(特殊会社含む)	沖縄振興開発金融公庫	×	前提条件が大きく変わるため老朽化した北部支店の建替を踏まえた政府計画に準じた計画とすべく、2024年度においては専門家の支援も受けながら現況確認や他機関の情報収集など、必要な作業を進めているところである。しかしながら、北部支店の建替工事にかかる入札が原材料費の高騰により不調となつたことを受け、建替えが2025年度に後ろ倒しとなった。この影響により、策定に取り組んでいるものの、最終的に政府計画に準じた計画を確定できるのは2025年度となる見通しである。	20	20	×	Q3-1(3)で回答したとおり、政府計画に準じた計画の確定は2025年度となる見通しである。なお、建替え後の北部支店においては太陽光発電設備を導入予定であることに加え、当公庫が保有する建物のうち太陽光発電設備の導入が可能と見込まれる八重山支店については、令和7年度の算定要求を行い導入に必要な財源確保に取り組んでいる。	
内閣府	特殊法人(特殊会社含む)	沖縄科学技術大学院大学学園	×	平成29年度に全施設を対象に平成32年度までの計画を策定したが、平成33年度以降は未策定であった。令和4年の「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」に基づき、今年度以降の計画については策定中である。□	80	0	△	2024年度以降、政府実行計画を踏まえ可能な範囲で順次導入を進めていく予定	
内閣府	独立行政法人	日本医療研究開発機構	△	条例に基づき独自計画を策定しているため。	—	—	—	—	
消費者庁	独立行政法人	国民生活センター	△	2020年2月に策定した計画は、平成28年5月13日閣議決定の政府実行計画を基にしているため。研修・宿泊施設においてはインフラの老朽化が進む中、また一部事務所では民間再開発地区内にあることから、現時点で施設更新整備計画が明確化しておらず、更なる排出抑制対応には困難な状況にあるため。	0	0	×	2020年2月に策定した計画は、平成28年5月13日閣議決定の政府実行計画を基にしているため。	
復興庁	特殊法人(特殊会社含む)	福島国際研究教育機構	×	2024年度以降に、一部の施設を対象とした計画を策定予定	—	—	—	—	
総務省	独立行政法人	情報通信研究機構	○	—	301	176	○	—	
総務省	独立行政法人	統計センター	○	—	—	—	—	—	
総務省	独立行政法人	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	△	当機構は、2015年度に現在の入居ビルへ移転しており、2013年度当時の入居ビルと設備や延床面積等が異なることから、移転後の2016年度を基準として、目標年度の平均値が基準年度の数値以下となるよう定めたもの。	—	—	—	当機構は、テナントとして入居しているため。	
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	NTT株式会社	○	—	1,471	—	×	NTTグループとして、2040年度カーボンニュートラルを目指して設定し、IOWNの導入や再生可能エネルギーの利用拡大・省エネ等の対策により、実現に向けた取組を進めることとしている	
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	NTT東日本株式会社	○	—	949	—	×	NTTグループとして、2040年度カーボンニュートラルを目指して設定し、IOWNの導入や再生可能エネルギーの利用拡大・省エネ等の対策により、実現に向けた取組を進めることとしている	
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	NTT西日本株式会社	○	—	284	—	×	NTTグループとして、2040年度カーボンニュートラルを目指して設定し、IOWNの導入や再生可能エネルギーの利用拡大・省エネ等の対策により、実現に向けた取組を進めることとしている	
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本放送協会	○	—	2,685	2,685	×	—	
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本郵政株式会社	○	当社グループの目標は、近年多くの投資家等から対応が求められている科学的根拠に基づく目標(Science Based Targets)の1.5°C目標に準じて設定しています。なお、グループの目標を2013年度基準に換算すると約58%削減となり、政府実行計画の目標よりも高い水準となります。	4	—	×	施設数が少なく今後の新設予定もないことから、費用対効果を考慮し、その他の方法で効率的に温室効果ガスの削減を推進することとしている	
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本郵便株式会社	○	当社グループの目標は、近年多くの投資家等から対応が求められている科学的根拠に基づく目標(Science Based Targets)の1.5°C目標に準じて設定しています。なお、グループの目標を2013年度基準に換算すると約58%削減となり、政府実行計画の目標よりも高い水準となります。	443	562	×	実証実験による費用対効果の検証や施設の改修計画等を考慮し、可能な範囲で順次導入を進めていく予定	

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況 ○:目標策定済みで政府実行計画に整合△:目標策定済みで政府実行計画に整合していない×:目標策定済みで政府実行計画に整合していない	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
法務省	その他の法人	日本司法支援センター	△	現行の計画では、具体的な削減目標等を設定していないため。	-	-	-	-
外務省	独立行政法人	国際交流基金	×	当法人の計画策定が政府実行計画よりも以前に行われたため。	0	0	×	立地や建物の構造による制約があり、導入が困難であるため。
外務省	独立行政法人	国際協力機構	×	旧計画の目標は、省エネ法の特定事業者の努力義務である「中長期的に年平均1%削減」を目標として設定している。新計画は、政府実行計画に準じた方向で計画を策定(2024年10月)であり、2030年度までのカーボンニュートラルを目標としている。	4,035	175	×	日本政府の方針を踏まえ、太陽光発電の導入可能性については、施設状況や予算制約等を踏まえつつ、検討を進めている。また、太陽光発電の設置状況(2024年度新規導入量の見通し)については、施設状況や予算制約等の関係上、新規で太陽光発電を設置する見込みが現時点ないため、新規導入量の見通しは0となります。
財務省	独立行政法人	酒類総合研究所	△	第2次東広島市環境基本計画に準じた数値としているため。	0	0	○	-
財務省	独立行政法人	造幣局(さいたま支局)	○	-	0	0	×	現段階で、太陽光発電設備に関する計画を策定していないため、政府実行計画を踏まえて計画を策定する予定である。
財務省	独立行政法人	造幣局(広島支局)	○	-	38	0	×	現段階で、太陽光発電設備に関する計画を策定していないため、政府実行計画を踏まえて計画を策定する予定である。
財務省	独立行政法人	造幣局(本局)	○	-	120	0	×	現段階で、太陽光発電設備に関する計画を策定していないため、政府実行計画を踏まえて計画を策定する予定である。
財務省	独立行政法人	国立印刷局	△	地球温暖化対策計画(平成3年10月22日、閣議決定)の産業部門の目標・目安に基づき、2013年度を基準として2030年度までに38%以上削減するとした。	260	260	×	太陽光発電を取り巻く市場動向等を適切に把握するなどし、拡大に向けた検討を進める。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社日本政策金融公庫	○	-	0	0	×	店舗の新築計画について当面の現実性がないため。既存店舗についても小規模建物であり、費用対効果が乏しいため。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社日本政策投資銀行	△	2030年度までの自らの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロの達成という目標を2023年度に設定しており、基準年度は設けていない。また、前述の通り目標年度数値「0」はネットゼロの趣旨。	-	-	×	施設の制約上、導入検討に時間を要するため
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	○	中小企業向けSBTの認定基準を採用したため。なお、当該認定を受けるに際し、選択できる基準年の中でも、最も政府実行計画に近い2018年度を採用した。	-	-	-	-
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社国際協力銀行	△	-	0	0	×	本店ビルの最上階は他社所有であり、その一部はチャペルとして利用されているため、屋上へのパネル設置による遮光はできないうえ、屋上は他社と共同保有であり、本行の一存では利用方法を判断できないため。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本たばこ産業株式会社	△	JT Group Sustainability Targetsでは、より省エネや温室効果ガスの削減が進んだ2019年を基準年とし、2030年までにScope1,2の温室効果ガス排出量を47%削減することを目標としており、政府実行計画に批准する目標と言えると思料。	-	-	×	JT Group Sustainability Targetsにおいては、温暖化対策に係る具体的な施策毎の目標値設定はしていないものの、政府実行計画の目標値達成に資する再生可能エネルギー導入およびGHG削減の目標設定であると考えたため。
文部科学省	独立行政法人	国立特別支援教育総合研究所	○	-	0	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	大学入試センター	△	温室効果ガス総排出量を前年度比1%削減することを目標とし、基準年度を目標年度の前年度にしているため。	0	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	国立科学博物館	△	新築建物の分を反映するため	60	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	物質・材料研究機構	△	省エネ法の努力目標 年平均1%削減を参考にしている	-	-	×	設置場所の確保が困難であるため
文部科学省	独立行政法人	防災科学技術研究所	×	計画の作成、検討中のため	30	0	×	計画の作成、検討中のため
文部科学省	独立行政法人	量子科学技術研究開発機構	△	エネルギー消費原単位での削減目標を設定して省エネ等を推進することにより、温室効果ガス総排出量削減に取り組んでいる。	50	50	×	現時点において検討中である
文部科学省	独立行政法人	国立美術館	○	-	11	11	○	-
文部科学省	独立行政法人	国立文化財機構	○	-	160	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	教職員支援機構	△	当機構の前身である「独立行政法人教員研修センター」が設立された2001年度を基準とすると、2013年度には31%削減しており、2030年度には更に26%削減を目標値としているところであり、更なる排出抑制は困難な状況にあるため。	0	0	×	次年度以降に、新たな計画策定に向けて引き続き検討することとしているため。

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
文部科学省	独立行政法人	科学技術振興機構	△	機構本部(川口、東京)の建物は区分所有であることから、法人独自の温室効果ガス排出量の算出、ならびに効果的な削減目標を立てることが困難である。なお、機構が保有する施設(未来館)については政府実行計画に準じた目標を策定している。	-	-	△	設置方法検討中により予算措置を含め未定であるため、指標値の算定精査中
文部科学省	独立行政法人	日本学術振興会	△	本会はテナントとしてビルに入居しており、電気の供給を受ける契約を自ら行うことができない、また自動車を保有していない。そのため、本会が排出する温室効果ガスの排出量を算出すること、及び効果的な削減を行なうことが困難であるが、こまめな節電やコピー使用量を減らすなどで温室効果ガス削減に努めている。	-	-	-	-
文部科学省	独立行政法人	理化学研究所	△	2024年度以降に、全施設を対象とした計画を策定予定	671	681	×	現時点において検討中である。2024年度に策定予定。
文部科学省	独立行政法人	宇宙航空研究開発機構	△	政府実行計画への準拠については今後の検討としているため。	0	500	×	電力の安定供給等の観点も含め、種子島宇宙センターでのPPA事業に着手しているが、JAXA全体としての計画/目標設定は、現在今後の検討課題であり、現状未着手のため。
文部科学省	独立行政法人	日本スポーツ振興センター	△	2024年度までは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づく「地球温暖化対策報告書」制度の目標値として採用している。	204	0	×	数値を含めた具体的な目標を検討している段階のため
文部科学省	独立行政法人	日本芸術文化振興会	○	-	0	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	日本学生支援機構	○	-	108	0	×	現在、主たる事務所を改築中であり、設置の可否が不明であるため。
文部科学省	独立行政法人	海洋研究開発機構	○	-	0	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	国立高等専門学校機構	○	-	1,920	0	△	-
文部科学省	独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構	△	特定年度のみ実施する事業があり人員の増減が激しい。小規模な組織である当機構においては、人員の増減が温室効果ガス総排出量にも大きく影響する。そのため当機構の業務の特性上、政府実行計画の目標削減率を達成することが困難なため、独自の目標削減率を設定した。	20	0	×	導入済みのため。
文部科学省	独立行政法人	日本原子力研究開発機構	○	-	163	0	×	主要な施設及び敷地が原子炉等規制法の規制下にあり用途が制限されるため
文部科学省	独立行政法人	国立青少年教育振興機構	△	エネルギーの使用的の合理化に関する法律(省エネ法)を目標値としているため。	90	0	○	-
文部科学省	独立行政法人	国立女性教育会館	×	2024年度以降に、一部の施設を対象とした計画を策定予定	-	-	-	-
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北海道大学	×	旧計画が政府実行計画策定以前に策定されたため	40	0	×	現在目標について検討中であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北海道教育大学	△	-	0	0	×	本学では、厳しい財政状況もあって、最少の経費で最大の効果が発揮される措置について検討中の為、現在のところ、太陽光発電設備の設置については具体的な数値目標を定めておりません。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人室蘭工業大学	×	2024年度以降に、一部の施設を対象とした計画を策定予定	35	0	×	2024年3月末時点では、目標について検討中であるため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北海道国立大学機構	○	-	185	20	△	建物屋根部分に太陽光発電設備を導入する場合は建物の大規模改修時期と合わせる等の関係を考慮したため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人旭川医科大学	△	政府実行計画の実現には財政事情により困難なため。一方、前年度比1%削減の目標を掲げている。	30	0	×	財政事情により導入を検討していない。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人弘前大学	△	R3政府計画改定の際に既に策定されていた計画であるため	224	18	×	R3政府計画改定の際に既に策定されていた計画であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人岩手大学	○	-	137	0	×	設置可能な建築物には、2014年度までに設置が完了しており、敷地については検討していないことから数値目標を設定していない。 2023年度末に策定予定であった「岩手大学がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(岩手大学実行計画)策定が2024年4月23日となつたことから。

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況		目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
							O:目標策定済みで政府実行計画に整合	△:目標策定済みで政府実行計画に整合していない	×:目標未策定
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東北大	△	本学独自の排出削減目標を策定しているため	440	60	×	現在、目標の具体的な内容等を検討しており、令和6年度中に目標を定める予定	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人宮城教育大学	△	今年度中に計画を改定予定である。	105	0	×	予算等の事情により具体的な目標設定が難しい。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人秋田大学	△	計画に盛り込む対策の予算等の確保が困難なため。	30	0	×	多雪区域により削減効果が見込めないため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人山形大学	○	-	165	0	×	府行動計画策定時に既定済みだった本学の計画においては、地域の気象特性、設置条件等により太陽光設備導入については計画していないため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人福島大学	△	現在の目標値について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、エネルギー消費原単位比前年度比19%減を目指しているため。	72	0	×	現行計画には導入に関する目標が無いため、現在、政府実行計画に準じた計画に見直しを行っている。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人茨城大学	△	現計画については、本学の計画として実行可能なものを目標値として設定しているが、現在、政府実行計画に準じた目標とする計画の策定を進めている。	257	1,015	△	現計画については、本学の計画として実行可能なものを目標値として設定しているが、現在、政府実行計画に準じた目標とする計画の策定を進めている。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人筑波大学	×	2021年度までの旧計画の目標値のため。現在、政府実行計画に準じた新たな計画の策定を検討中。	1,161	0	△	建物に関する温暖化対策取組については、本学で定めたキャンパスマスタークリーンに則り、目標達成に取り組んでいる。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人筑波技術大学	△	-	40	0	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人宇都宮大学	○	-	259	-	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人群馬大学	○	-	304	0	△	本学の財政状況及び施設状況を勘案し、政府実行計画の目標値を実現する見通しを立てることが困難であったため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人埼玉大学	○	-	188	0	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人千葉大学	△	省エネ法に基づき前年度比での目標設定としているため。政府基準年度の2013年度“41,455(tCO2/年)”と比較すると、6.18%の削減を達成している。	179	184	×	計画策定中につき未定のため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京大学	○	-	963	1,522	△	建物の設置スペースが限られているため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京医科歯科大学	△	現状は、東京都に対して提出している地球温暖化対策計画書においての目標のみであり、独自の目標は検討中であるため	105	0	×	現在は目標設定していない	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京外国语大学	○	-	100	140	△	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京学芸大学	△	東京都の環境確保条例で定められている削減率を目標としているため。	105	-	×	予算等の事情により、具体的な目標を設定することが難しい	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京農工大学	△	東京都環境確保条例に基づく目標値に合わせているため。	893	0	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京芸術大学	○	-	65	0	×	CO2排出量削減目標の達成方策と終め、太陽光発電設備の導入可能性・実効性について詳細検討中であるため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京工業大学	△	現実的な数値として、東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度」を当面の削減目標としている。	1,599	1,599	△	政府目標より高い目標値を設定しているため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京海洋大学	○	-	110	0	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人お茶の水女子大学	○	-	60	0	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人電気通信大学	△	東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に従って計画値を定めているため。	96	10	○	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人一橋大学	△	国立大学法人の中期目標期間に合わせて目標を設定しているため。(目標年度である2027年度は第4期中期目標期間の最終年度である。)	54	20	×	どのような目標を設定するか検討中であるため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人横浜国立大学	△	本学では、環境省報告データを基に2005年度を基準にCO2削減計画を策定しているため。	0	0	×	予算は省エネ機器更新に優先して回しているため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人新潟大学	○	-	100	779	△	-	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人長岡技術科学大学	△	旧計画では「対前年比-1%削減」を目標にしていたため	40	12	×	現在、政府実行計画の目標に準じた計画を策定中	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人上越教育大学	○	-	35	0	×	多積雪地域であるため、設置方法に課題がある。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人富山大学	△	環境省の「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)による2030年までの温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)目標に準じたため。	80	0	×	太陽光発電設備の導入財源に加え、導入スペースの確保の見通しが立たないため。	

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況		目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
							○:目標策定済みで政府実行計画に整合	△:目標策定済みで政府実行計画に整合していない	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人金沢大学	○	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)で示された削減目標に沿った内容で計画を策定しているため。	210	226	△	キャンパスの景観に配慮するため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人福井大学	△	本学の目標値は、資源エネルギー庁が定めた、第6次エネルギー基本計画に準じているため。	30	30	×	既存の建物への設置は、建物の構造等の問題より設置が困難な状況であり、目標値を達成するためには新規増改築の建物において設置を検討している。このため、現状において具体的な目標値及び達成時期は設定できない。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人山梨大学	△	予算や設備の事情を踏まえ、実現可能な目標としている	70	20	×	—	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人信州大学	△	IPCCの報告及びCOP28の要請を鑑み、基準年を2019年、目標削減率を65%とし、政府実行計画から、より進んだ目標を掲げている。	483	4	○	—	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人静岡大学	△	—	428	8	×	現在、計画を策定中。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人浜松医科大学	△	病院施設の使用エネルギーを起源とする温室効果ガス排出が7割を占め、2030年までに50%削減するのは現実的でないため温対法上の削減基準を採用した。	160	0	×	設置可能場所への設置計画を検討中である。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東海国立大学機構	○	—	356	131	×	今後検討予定	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人愛知教育大学	○	—	157	0	×	太陽光発電設備の導入について検討中のため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人名古屋工業大学	△	温室効果ガス排出量は電力会社に左右されることから、政府実行計画の目標値に準じた内容を反映できないため。	72	—	×	太陽光発電設備を設置可能な主な建物には設置済であり、未設置の建物は屋上に空調室外機が設置されている。建物構造上で不可となっている等、計画の見通しが立たないため。また、敷地も現状の空き地には将来建築物の予定があり、太陽光発電設備が設置できるスペースが存在しない。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人豊橋技術科学大学	△	学内での排出量の削減目標を計画中のため、年1%の削減目標としている	70	0	×	学内での太陽光発電設備の導入について計画中のため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人三重大学	△	政府実行計画に準ずるため、2013年度を基準として温室効果ガスの総排出量を2030年度までに51%以上削減することを定める「三重大学カーボンニュートラルに向けた取組計画」を2024年度に策定する。	292	342	△	建物の50%以上に太陽光発電設備を設置する計画では、2030年の温室効果ガス削減目標を達成できないため、本学のエネルギー使用量の7%を目標値とし、より大規模に太陽光発電設備を導入する計画とした。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人滋賀大学	×	旧計画の策定が現政府実行計画の策定前であったため、今後、政府実行計画に準じた目標を策定予定。	80	0	×	現在検討中のため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人滋賀医科大学	△	現時点では具体的な目標値は設定していないが、学内での協議の上、次年度以降に目標値を設定する予定である。その場合においても、本学の大半は病院施設であり、地域の先進医療を担っているため、その性質上政府実行計画の目標値を達成することは困難であると考える。	60	0	×	太陽光設備の設置に向けて、予算の確保や設置場所等を現在検討中である。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人京都大学	△	政府実行計画の目標値を達成するための学内体制の整備や実施計画が具体化されていないため	1,136	0	×	太陽光発電設備の設置及びその管理体制を検討しているところ	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人京都教育大学	△	政府実行計画以前に本大学としての目標を設定していたため。	112	0	×	省エネ対策として、高効率空調の導入や、LED照明器具の更新を優先しているため目標として設定していない。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人京都工芸繊維大学	△	50%削減を行うためには大幅な改修等を実施する必要があるが、現状その実施予算財源確保の見込みがないため。	255	0	×	概算要求等による建物大規模改修時に太陽光設備を順次導入しているが、現状それ以上の実施予算財源確保の見込みがないため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人大阪大学	○	—	860	0	△	予算及び太陽光発電設備設置場所の確保が困難であるため。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人大阪教育大学	△	本学では大阪府が定める温暖化防止条例に即した計画を策定しているため。また、本学の主要キャンパスである柏原キャンパスが再整備途中であるため政府目標に準拠していない。	280	280	×	政府実行計画の目標値の準じた本学の目標を策定中である。太陽光発電設備の導入に関する目標策定は令和6年度中を予定している。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人兵庫教育大学	○	—	60	0	○	—	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人神戸大学	○	—	232	0	×	国が進める温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指すカーボンニュートラル社会の実現に寄与することを目的として、カーボンニュートラル推進本部で検討をすすめているため。	

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人奈良国立大学機構	△	2009年度に策定した計画について、政府実行計画に沿った見直しを行っていないため(奈良女子大)	0	0	×	太陽光発電を有効利用する計画のみであり、政府実行計画に沿った導入に関する目標を策定していないため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人和歌山大学	△	新たな計画を策定中である。	152	0	×	設置可能建築物の50%以上に、すでに太陽光発電設備を実装しているため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鳥取大学	×	鳥取大学カーボンニュートラル宣言(2022年6月宣言)において、大学として2030年度までに60%削減することを目標とし、政府実行計画は満たしているが、そのための実行計画は2024年4月22日に改定を行ったため。	30	0	×	実施計画(2010年度)策定時には、太陽光発電設備の導入まで、踏み込んで策定していなかった。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人島根大学	△	現在、設定目標の検討中のため	110	0	×	設置できる建物の検討を行ったが、CO2削減効果及び費用対効果が期待できないため、設置については保留中。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人岡山大学	○	—	81	63	△	現在、設置可能な建築物及び敷地を調査・検討している状況であることから、現時点では政府実行計画に準じた目標設定を行っておりません。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人広島大学	○	—	120	5,198	○	—
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人山口大学	△	地球温暖化対策計画に準じた目標として、46%削減を掲げている。	629	0	△	予算措置が難しいため目標値や目標値は示さず努力目標として設定している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人徳島大学	△	2023年度策定の計画(2022年度基準、2025年度目標)は3年毎に再計画を行っており、また中期計画(2022~2027年度)では2027年度に2013年度比40%削減を目標としており、それぞれ次期計画では政府実行計画に準じた内容となる予定。	90	0	×	更新計画を策定中であるが、莫大な費用を要し、政府実行計画の目標値が未達成となる見込みのため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鳴門教育大学	△	—	70	0	×	現時点で予算確保が困難なため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人香川大学	△	長期的な目標よりも実行可能性を考慮した短期的な目標を設定し計画しているため	210	2	×	設置費・維持管理費・設置条件等、設置の見通しが立たないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人愛媛大学	○	—	63	15	△	PPA等を活用した導入調査を実施しているが、現在の人員費・資機材費高騰の状況及び次世代太陽光発電設備の実用化時期に合わせたタイミング等を検討しているため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人高知大学	△	現行計画で「地球温暖化対策計画」の目標値である2030年度46%削減を目指している。2027年度の現行計画見直し時点の削減状況をみて50%削減を目指し計画の見直しを行う。	135	0	×	現在、検討を進めている。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人福岡教育大学	○	—	190	0	○	—
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人九州大学	×	東日本大震災後に電力会社のCO2排出換算係数が上昇したため、2013年度以降はエネルギー削減効果を計る指標として原油換算原単位(L/m ³)を採用することとしたため。	570	0	×	太陽光発電設備の導入は、カーボンニュートラルキャンバス実現の1つの手法としており、特に個別の数値目標を定めず、学内の予算状況を踏まえながら導入を図ることとしている。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人九州工業大学	△	本学では従前よりエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づきエネルギー使用量の抑制に努め、前年度より1%以上削減することを目標として取り組んでいるため。	231	0	×	太陽光発電設備の導入に関する目標が本学の計画内に定められていないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人佐賀大学	△	地球温暖化対策計画(2021年10月22日閣議決定)の「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減」に準じているため。	286	0	×	今後のキャンパススマスター・プランや財源等を考慮し、目標の設定を検討中であるため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人長崎大学	△	—	112	5	×	政府実行計画の目標値を参考として、目標策定中であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人熊本大学	○	—	324	6	○	—
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人大分大学	○	—	131	131	×	現時点で設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置済みのため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人宮崎大学	○	—	3,553	17	△	主要団地のうち2団地においてPPA事業(オンサイトモデル)を実施し、PPA事業者様との契約上、本学の保有する建築物や敷地に太陽光発電設備を増設しづらい状況となつた。今回、建築物や敷地の数による導入率ではなく、導入実績(kW)÷導入ボテンシャル(kW)を導入率とした。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鹿児島大学	○	—	235	60	○	—

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況		政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況 ○:目標策定済みで政府実行計画に整合△:目標策定済みで政府実行計画に整合していないX:目標未策定	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合△:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していないX:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない	○:目標策定済みで政府実行計画に整合△:目標策定済みで政府実行計画に整合していないX:目標未策定					
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鹿屋体育大学	△	本学では、近年、屋内体育施設の環境改善の為のエアコン設置、平日の夜間や休日等に行われる教育研究以外の地域開放(NIFSスポーツクラブ等)を拡大するなどの影響からエネルギーが増加傾向にあるため、実現の可能性のある目標とした。	44	0	×	整備費用を含め、検討中である。	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人琉球大学	△	検討中	169	146	△	検討中	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人政策研究大学院大学	×	從来計画に係る目標年度を過ぎているものの、2022年4月より開始した本学の第4期中期計画においても、地球温暖化対策であるエネルギー消費量について、第5次国立大学法人等設施整備5か年計画に沿い、2016-2020年度の5年間平均と比較し、第4期中期目標期間中に平均5%削減する旨を定めており、CO2排出抑制の取り組みは引き続き実施しているため。	0	0	×	建築物及び周辺環境からも、設置場所等の確保が難しかったため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人総合研究大学院大学	△	-	110	110	×	本学の施設4棟のうち3棟に太陽光発電設備を設けており、政府実行計画に示された50%を満たしているため。(残り1棟についても、今年度、太陽光発電設備設置工事を実施予定)	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	○	-	0	0	×	太陽光発電設備を設置する場所が、構内敷地内及び建物屋上に無いため	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	○	-	200	0	×	中期目標・中期計画により運用しており、建物間のまとまった土地は災害時の一時避難場所となっている。また、築山があるので、太陽光発電の設置には適さない状況である。	
文部科学省	特殊法人(特殊会社含む)	日本私立学校振興・共済事業団	△	政府実行計画を受けて、私学事業団独自の実行計画の策定を検討中であるため。	0	0	×	政府実行計画を受けて、私学事業団独自の実行計画の策定を検討中であるため。	
文部科学省	特殊法人(特殊会社含む)	放送大学学園(放送大学)	×	省エネ法に基づく努力目標の1%削減について毎年確認しているため、改めて策定する予定はない。	-	-	-	-	
文部科学省	大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	△	施設の老朽解消等に伴い、目標値の見直しを行ったことによる。なお、見直し前の基準年度(2014年度)の温室効果ガス総排出量14,079t-CO ₂ /年と最新年度の比較を行った場合、対基準年度削減率は46.6%となっている。	141	0	×	各機関の施設状況、運用形態が異なるため検討に時間を要している。	
文部科学省	大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	△	本機構は大量にエネルギーを消費する実験を行っているところ、年度毎にその実験日数が異なり、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量に変動があるため。	3	0	△	数値目標を設けていないため。	
文部科学省	大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	△	当該基準年は大型加速器(KEKB)の停止期間中であり、排出量は通常の1/3程度であった。このため、目標値の基準年度は通常の研究活動を行っていた2005年度で定めている。	67	0	×	大型加速器など実験機器への影響が懸念されているため、導入可能性を調査中	
文部科学省	大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	△	研究内容によりスパンや実験機器の稼働が一定していないことや、高性能な機器を導入することにより、消費電力が増加することが見込まれるため。	350	0	×	建物屋上には空調屋外機等の設備機器が設置され、敷地についても南側の空地が少なく確保が困難である。	
厚生労働省	独立行政法人	医薬基盤・健康・栄養研究所	△	老朽化が進んでいる各事業所で、大規模な施設更新が考えられている。それに伴ってエネルギー使用量が大きく変わることが予想されるため、計画や目標の設定が困難である。	-	-	×	ほぼ借地のため。また太陽光発電設備への設備投資を行うための予算が捻出できないため。	
厚生労働省	独立行政法人	勤労者退職金共済機構	×	省エネ技術を取り入れたビルに入居しており、当機構として主体的に取り組むことが可能であるのは照明及び空調の節電等に留まっており、これ以上の削減は困難なため。	-	-	-	-	
厚生労働省	独立行政法人	高齢・障害・求職者雇用支援機構	△	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)の「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」を踏まえた計画の策定中である。	3	0	×	「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)の「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」を踏まえた計画の策定中である。	
厚生労働省	独立行政法人	福祉医療機構	×	改定された政府実行計画の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中である。	-	-	-	-	
厚生労働省	独立行政法人	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○	-	15	0	×	整備計画が無い。	
厚生労働省	独立行政法人	労働政策研究・研修機構	○	-	0	0	△	-	

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況 ○:目標策定済みで政府実行計画に整合 △:目標策定済みで政府実行計画に整合していない ×:目標未策定	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
厚生労働省	独立行政法人	労働者健康安全機構	×	政府実行計画(改訂後)の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中	20	20	×	政府実行計画(改訂後)の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中。
厚生労働省	独立行政法人	国立病院機構	△	医療機関としての機能維持が求められている一方、政府実行計画と同水準の目標達成には多額の費用捻出や設備設置等が必要であり、法人運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため。	244	0	○	-
厚生労働省	独立行政法人	医薬品医療機器総合機構	×	民間ビルに入居しており、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達はビル管理者が行うものであり、目標設定は困難。また、公用車を保有していないため、電動車の導入の目標設定は困難。	-	-	-	-
厚生労働省	独立行政法人	地域医療機能推進機構	△	令和3年10月22日閣議決定の政府実行計画策定以前に策定された実行計画のため。	30	10	×	令和3年10月22日閣議決定の政府実行計画策定以前に策定された実行計画のため。
厚生労働省	独立行政法人	年金積立金管理運用独立行政法人	×	法人で個別に建物を所有しておらず、当該目標を設定することが困難であるため。	-	-	×	法人で個別に建物を所有しておらず、当該目標を設定することが困難であるため。
厚生労働省	独立行政法人	国立がん研究センター	△	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない	0	0	×	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立循環器病研究センター	△	当センターでは2019年の新築移転時に省エネ性能の高い設備機器を導入済みのため、CO2排出量の大幅な削減は困難であり、大阪府の温暖化対策指針にない計画期間内に対基準年度比3%の削減を目標としている。今後改定された政府実行計画の目標を満たせるかを含めて計画の再検討を予定している。	50	50	×	既に設置可能な部分には導入済みで、現状以上に太陽光発電設備を設置は困難である。
厚生労働省	独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	△	-	0	0	×	新たな計画はこれから策定する予定であり、現時点の計画で政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立国際医療研究センター	△	新たな計画は今後作成予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない。	0	0	×	新たな計画は今後策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立成育医療研究センター	△	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない	0	0	×	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立長寿医療研究センター	△	改訂された政府実行計画の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中であるため。	0	0	×	改訂された政府実行計画の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中であるため。
厚生労働省	特殊法人(特殊会社含む)	日本年金機構	△	現行計画は、2024年度までの短期目標を策定したものであるため政府実行計画の目標値に準じた内容を記載していないが、長期的には政府実行計画の目標値を達成できるように各省エネ対策に取り組む。	-	-	△	-
農林水産省	独立行政法人	農林水産消費安全技術センター	○	-	0	0	○	-
農林水産省	独立行政法人	家畜改良センター	○	-	10	0	○	-
農林水産省	独立行政法人	農業・食品産業技術総合研究機構	○	-	40	71	△	構造、設置場所、費用対効果等から具体的な数値目標の策定は困難であるが、太陽光発電の導入に関する政府実行計画の達成に向けて、計画的に整備を進めていくこととしている。
農林水産省	独立行政法人	国際農林水産業研究センター	○	-	0	20	△	構造、設置場所、費用対効果等から具体的な数値目標の策定が困難なため
農林水産省	独立行政法人	森林研究・整備機構	○	-	22	0	○	-
農林水産省	独立行政法人	水産研究・教育機構	○	-	301	0	○	-
農林水産省	独立行政法人	農畜産業振興機構	○	-	0	0	-	-
農林水産省	独立行政法人	農業者年金基金	×	当法人の計画(平成29年策定)が、「平成32年度までに10%以上削減することに向けて努める。」と定めているため。	-	-	-	-
農林水産省	独立行政法人	農林漁業信用基金	×	賃貸物件で目標設定が難しく、当該ビルにおいて省エネ運用の検討や東京都環境確保条例等への対応、二酸化炭素排出量の削減など、ビルによる適切な管理・運営を行っていることから、旧計画の年度を基準としている。	-	-	-	-
農林水産省	特殊法人(特殊会社含む)	日本中央競馬会	○	-	1,650	432	○	-

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況 ○:目標策定済みで政府実行計画に整合 △:目標策定済みで政府実行計画に整合していない ×:目標未策定	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
経済産業省	独立行政法人	経済産業研究所	×	当研究所は設立時から経済産業省庁舎内にある一部の施設を国有財産一時使用の承認を受け入居しており、職員の一部は近隣にある賃貸ビルの一室に入居している。そのため電気等施設のエネルギー使用については、経済産業省庁舎及び賃貸ビル全体の使用量の一部に含まれており、個別の使用量の特定が不可能となっている。このことから当研究所独自の温室効果ガス削減計画の策定は困難なため。	-	-	-	-
経済産業省	独立行政法人	工業所有権情報・研修館	△	オフィスの移転に伴い、2013年度を基準とする目標は困難なため。	-	-	-	-
経済産業省	独立行政法人	産業技術総合研究所	○	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、機構の計画について見直しを検討しているため。	2,512	2,647	○	-
経済産業省	独立行政法人	製品評価技術基盤機構	△	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、弊機構の計画について見直しを検討しているため。	10	0	×	太陽光発電設備を導入できる建築物(敷地含む)が少ないため。
経済産業省	独立行政法人	新エネルギー・産業技術総合開発機構	△	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、弊機構の計画について見直しを検討している状況であるため。	-	-	-	-
経済産業省	独立行政法人	日本貿易振興機構	○	-	20	20	△	数値目標は定めていないが、目標の内容は政府実行計画の目標に準ずるものである。
経済産業省	独立行政法人	情報処理推進機構	△	-	-	-	-	-
経済産業省	独立行政法人	エネルギー・金属鉱物資源機構	△	政府実行計画の目標値に準じた内容を、計画に盛り込むことを検討中。なお、国家石油・石油ガス基地については国からの委託で業務を行っているため、達成には国との調整が必要。	120	120	×	政府実行計画の目標値に準じた内容を、計画に盛り込むことを検討中。
経済産業省	独立行政法人	中小企業基盤整備機構	○	-	0	0	△	導入の検討にあたっては、設置後の維持管理や廃棄に係るコストまで見込まれなければならず、予算の裏付けがない現状において、数値目標を掲げることは困難であるため。
経済産業省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社商工組合中央金庫	○	-	-	-	×	現状設定しておりません。
経済産業省	特殊法人(特殊会社含む)	日本アルコール産業株式会社	△	省エネルギー設備を導入しない生産設備と比較すると、当社の設備は既に使用エネルギーの内50%は再利用エネルギーとなっているため。	0	0	×	-
経済産業省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社日本貿易保険	×	賃貸物件で目標設定が難しいため。	-	-	-	-
国土交通省	独立行政法人	土木研究所	×	2013年を基準とした基準年度及び目標年度の見直しができていないため。	270	0	×	-
国土交通省	独立行政法人	建築研究所	×	弊所の現状の施設では政府実行計画の目標値を達成するのは困難なため。	0	0	×	太陽光発電設備を導入していないため。
国土交通省	独立行政法人	自動車技術総合機構	○	-	0	0	○	-
国土交通省	独立行政法人	海上・港湾・航空技術研究所	×	旧計画時の数値のため。	224	224	×	旧計画で設定していないため。
国土交通省	独立行政法人	海技教育機構	△	策定済みの行動計画に基づいて実施しているため	0	0	×	策定済みの行動計画に基づいて実施しているため
国土交通省	独立行政法人	航空大学校	○	-	0	0	○	-
国土交通省	独立行政法人	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○	-	0	0	×	保有建物は整備新幹線の建設現場に建てる小規模な簡易建物であるため、設置期間が短いなどの問題があり、導入が困難であるため。
国土交通省	独立行政法人	国際観光振興機構	×	賃貸物件で目標設定が難しいため。なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号、通称グリーン購入法)第7条の規定に則り、当該年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針と推進体制を定めている。	-	-	-	-
国土交通省	独立行政法人	水資源機構	○	-	-	-	○	-
国土交通省	独立行政法人	自動車事故対策機構	○	-	-	-	-	-
国土交通省	独立行政法人	空港周辺整備機構	×	当法人は、賃貸借物件に入居し、個別空調の電気使用量、社用車燃料及びコピー用紙購入費用以外の光熱水量は、ビル管理者との契約事項に基づいて管理費として負担していることから、個別の削減目標の設定が困難なため。また、当機構は2028年度に廃止予定であるため。	-	-	-	-
国土交通省	独立行政法人	都市再生機構	○	-	557	-	△	-
国土交通省	独立行政法人	奄美群島振興開発基金	○	-	0	0	△	-
国土交通省	独立行政法人	日本高速道路保有・債務返済機構	○	-	-	-	-	-
国土交通省	独立行政法人	住宅金融支援機構	○	-	0	0	○	-

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況 (2023年度実績) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光発電の設置状況 (2024年度見通し) 発電容量[kW] ボテンシャルがない場合は「-」	太陽光導入目標策定状況 ○:目標策定済みで政府実行計画に整合 △:目標策定済みで政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を策定、計画を全く策定していない	目標が政府実行計画に準じていない場合、その理由
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	北海道旅客鉄道株式会社	△	新幹線札幌開業や札幌駅再開発事業による排出量増加が見込まれるため。	1,400	2,800	×	経営状況が厳しく、資金が不足しているため。(ゆえに可能な範囲でオフサイトPPA等を検討中)
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	四国旅客鉄道株式会社	△	現計画では当社より排出される温室効果ガスの削減について、主に列車運行で使用する電力について供給元である電力会社における再生可能エネルギー比率依る部分が大きい状況である。また当社主体となって排出削減を行う規模も限られることから、現在設定している目標値は当社として対応可能な値として設定している。	571	-	×	事務所等への太陽光パネルの新設について検討を行った過去はあるものの、その他化石エネルギーの活用を含めインシシャルコスト及び設置後の運用コストの面から自社だけでは対応が難しく、外部業者へ依頼することによる高コスト化が想定され実行に踏み切れないため。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	日本貨物鉄道株式会社	△	-	1,814	0	×	環境長期目標の達成に向けた各施策のKPI等については現在検討中のため。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	東京地下鉄株式会社	○	-	1,373	1,373	×	当社は独自の地球温暖化対策にかかる計画を策定しており、2030年度CO2排出量▲50%(2013年度比)を目指し計画を推進していく。太陽光発電システムについては、既に地上駅11駅に設置済みであり、現時点では新たな計画はないが、今後も新技術を踏まえながら駅改良・改装工事等に合わせて設置拡大を検討していく予定。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	東日本高速道路株式会社	○	-	67	0	△	新築・改築の計画に合わせて導入していくため。なお、政府実行計画に合わせ、2030年度まで、事務部門についてのみの回答とする。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	中日本高速道路株式会社	○	-	4,329	4,329	○	-
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	西日本高速道路株式会社	○	-	57	57	○	-
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	首都高速道路株式会社	○	-	20	0	○	-
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	阪神高速道路株式会社	○	-	0	0	○	-
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	本州四国連絡高速道路株式会社	○	-	100	-	○	-
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	成田国際空港株式会社	△	Q2(1)における計画の策定時期は、政府実行計画の目標値が定められる以前に策定されたものであるため、2030年度の中間目標値について、当機関(関係グループ会社含む)が排出するCO2を2015年度比で30%削減としている。尚、政府実行計画の目標値に準じた内容となるよう見直しを検討中である。	120	1,554	△	計画としては、設置可能な建築物(敷地を含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置する計画としているが、機能強化等の拡張工事の計画等を踏まえて、太陽光発電設備設置は、2050年度までの計画としているため
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	新関西国際空港株式会社	○	-	0	0	×	現時点では、再生可能エネルギーの導入やPPA事業者の再生可能エネルギー等への転換を図っていることを検討している。
環境省	独立行政法人	国立環境研究所	○	-	516	0	○	-
環境省	独立行政法人	環境再生保全機構	○	-	-	-	×	機構は民間ビルに入居しており、建築物を所有していないため目標を設定していない。
環境省	特殊法人(特殊会社含む)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	○	-	10	10	×	土地や建物を所有しているのはPCB処理事業のみであり、同事業は令和7(2025)年度末で全て終了の予定で、その後、施設は解体撤去の上、土地は売却又は返却することから、新たな設備投資を行う余地がないため。
防衛省	独立行政法人	駐留軍等労働者労務管理機構	○	-	0	0	○	-

○ 独立行政法人及び国立大学法人における太陽光発電の導入ポテンシャル（建築物＋敷地）

府省庁名	法人種類	法人数等	建築物			敷地				合計
			延床面積が大きい建築物数の上位30%の建築物数合計	上位30%の建築物延床面積合計	設置可能性がある建築物数	設置可能容量	敷地数合計	設置可能性がある敷地数	設置可能容量	
			(件)	(m ²)	(件)	(kW)	(件)	(件)	(kW)	(kW)
内閣府	独立行政法人	3	3	22,656	2	311	5	1	50	361
消費者庁	独立行政法人	1	2	17,939	0	0	2	0	0	0
総務省	独立行政法人	3	38	119,359	17	581	12	4	2,160	2,741
外務省	独立行政法人	2	11	123,253	6	527	14	3	6,490	7,017
財務省	独立行政法人	3	152	503,976	57	2,912	13	0	0	2,912
文部科学省	独立行政法人	22	1978	5,366,440	698	35,804	376	38	43,565	79,368
	国立大学法人	82	5366	22,719,261	2122	113,083	1135	115	91,870	204,953
	合計	104	7,344	28,085,700	2,820	148,887	1,511	153	135,435	284,322
厚生労働省	独立行政法人	17	488	6,750,571	16	2,734	460	3	1,508	4,242
農林水産省	独立行政法人	9	1413	1,397,453	801	27,804	118	9	692	28,496
経済産業省	独立行政法人	9	283	912,559	104	3,991	48	5	30,596	34,587
国土交通省	独立行政法人	15	524	32,661,212	85	2,672	105	6	234	2,907
環境省	独立行政法人	2	24	71,010	11	213	2	2	1,375	1,588
防衛省	独立行政法人	1	2	1,370	0	0	4	0	0	0
政府全体	独立行政法人	87	4,918	47,947,797	1,797	77,549	1,159	71	86,670	164,219
	国立大学法人	82	5,366	22,719,261	2,122	113,083	1,135	115	91,870	204,953
	合計	169	10,284	70,667,058	3,919	190,632	2,294	186	178,540	369,172

・建築物数が非常に多い独立行政法人の調査負担を考慮し、建築物の屋根については、延床面積が大きい建築物数の上位30%の建築物を調査対象とした。

○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とし、判定結果がA又はB判定の建築物を「設置可能性がある建築物」とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C一
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C一
空きスペースに影響する建 替え、改修、建物廃止、解 体計画	建替え予定：2030 年度以前	B
	建替え予定：2030 年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030 年度以前	C一
	建物廃止予定：2030 年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030 年度以前	C一
	解体予定：2030 年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
空きスペースの面積	計画なし	A
	20 m ² 未満	C一
屋根形状	20 m ² 以上	A
	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C一

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とし、判定結果がA又B判定の敷地を「設置可能性がある敷地」とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A

敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C-
	20 m ² 以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+